

栃木県立高等学校等入学生向け 1 人 1 台端末販売業務仕様書

1 業務名

栃木県立高等学校等入学生向け 1 人 1 台端末販売業務

2 本業務の目的

栃木県（以下、「県」という。）は、協定事業者が販売の斡旋を行うことにより、端末機器類に詳しくない生徒・保護者に、安心して購入・利用できる端末を提示し、安価で保証内容が充実した端末を簡便に購入できる体制を構築することを目的とする。

3 本業務の内容

- (1) 協定事業者は、令和 9 年度に栃木県立高等学校及び特別支援学校高等部へ入学する生徒・保護者に端末を販売・配送する。販売する価格は、プロポーザル時に提案した見積額以下の額とする。
- (2) 協定事業者は、生徒・保護者が円滑に購入できるようにするため、栃木県専用の EC サイト（端末販売サイト）を提供する（実際に端末を見た上で購入できることが望ましいが、対面販売は必須ではない）。また、サポートデスクを設置する。
- (3) 協定事業者は、県と協議の上、端末販売に関するチラシを作成・送付する。
- (4) 協定事業者は、県の求めに応じて、販売数等について、学校別・端末別等に報告する。

4 販売する端末

(1) 端末スペック

販売する機種のスぺックは、以下のとおりとする。なお、中古品（認定整備品を含む）は認めない。ただし、**8 保護者の経済的負担の軽減に資する提案**に係る提案については、この限りではない。

①Windows

価格（税込み） （本体＋ 3 年保証＋送料）	必須提案機種 120,000 円以下 任意提案機種 価格設定なし
形状	デタッチャブル型またはコンバーチブル型
OS	Windows11 の最新バージョン
CPU	Intel Processor N100 同等以上
メモリ	8 GB 以上
ストレージ	128GB 以上
画面	10 インチ以上
無線	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax に対応
キーボード	日本語 JIS キーボード
カメラ機能	カメラ付き
バッテリー	8 時間以上
重さ	1.5 kg 未満
故障修理・保険	3 年または 4 年保証を選択できること

②Chromebook

価格（税込み） （本体＋３年保証＋送料）	必須提案機種 100,000 円以下 任意提案機種 価格設定なし
形状	デタッチャブル型またはコンバーチブル型
OS	ChromeOS の更新期限が４年間以上
CPU	Intel Celeron N4500 同等以上
メモリ	4 GB 以上
ストレージ	32GB 以上
画面	10 インチ以上
無線	IEEE802. 11a/b/g/n/ac/ax に対応
キーボード	日本語 JIS キーボード
カメラ機能	カメラ付き
バッテリー	８時間以上
重さ	1.5 kg未満
故障修理・保険	３年または４年保証を選択できること

③iPad

価格（税込み） （本体＋３年保証＋送料）	必須提案機種 90,000 円以下
OS	iPadOS 26 以上
CPU	A16 チップ 以上
ストレージ	128GB 以上
画面	10 インチ以上
無線	IEEE802. 11a/b/g/n/ac/ax に対応
カメラ機能	カメラ付き
バッテリー	８時間以上
重さ	1.5 kg未満
故障修理・保険	３年または４年保証を選択できること

(2) 想定数量

- ・最大 11,100 台

【注意】EC サイト以外での購入及び生徒・保護者が既に保有している端末の持参を認めることから、台数は減少する可能性がある。この場合であっても、減った台数を県が保証して購入するものではない。

- ・各 OS の台数について、次表を参考に台数を見込むこと。

【県立高等学校等の推奨 OS 設定状況（令和 8（2026）年 9 月）】

推奨 OS	学校数（校）	定員（人）
WindowsOS	33	5,325
ChromeOS	6	1,120
iPadOS	3	451

WindowsOS, ChromeOS	4	520
WindowsOS, iPadOS	7	650
ChromeOS, iPadOS	0	0
WindowsOS, ChromeOS, iPadOS	23	2,989
合計	75	11,055

※学校数（校）は、学科等により OS が異なる場合はそれぞれカウントしている。

(3) 納入場所

各生徒・保護者の自宅等指定配送先に納入すること。

(4) 領収書

希望者には以下の項目を記載した領収書を発行すること。

- ・領収日
- ・購入した商品やサービスの金額内訳
- ・販売事業者名

(5) 販売期間

販売期間は令和 9（2027）年 3 月 27 日から令和 10（2028）年 2 月 29 日までとすること。

※ ただし、令和 9（2027）年 5 月以降は、事前に県と協議し、EC サイト掲載の商品・価格を改定することも可能とする。

(6) 納期

売買契約締結日から 40 日以内とすること。

※ 天災その他その責めに帰することができない事由により上記期限まで配送完了が困難となった場合は、速やかに県に報告し、対応を協議すること。

(7) 納品要件

配送時に送り状ナンバー等で購入者が配送状況を確認できるようメール等で案内すること。

(8) 参考：令和 8 年度販売実績（令和 8 年 6 月 30 日まで）

令和 8 年度協定事業者による販売実績は以下のとおりである。

OS	WindowsOS	ChromeOS	iPadOS	合計
販売数（台）	4,487	1,430	1,102	7,019

5 端末販売の想定スケジュール

2 月	・各県立学校へチラシを納品
3 月	・全学校の入学者オリエンテーション説明会終了後に、EC サイト等で販売開始
4 月	・多くの生徒・保護者が 4 月 20 日までに注文
5 月	・4 月 20 日までに注文された端末については、5 月末日までに配送を終える
6 月	・各学校で端末活用開始

6 チラシ作成

(1) 以下の記載内容をチラシ形式にまとめ、チラシ案について令和 9（2027）年 1 月中旬までに県に提出し、確認を受けること。

- ・端末及び付属品の製品名、価格、スペック、写真、その他必要事項
- ・故障修理・保証の価格、内容、その他必要事項

- ・EC サイトへアクセスするための 2 次元バーコード
 - ・購入方法及び支払い方法
 - ・注文から納品までの所要期間の目安
 - ・領収書の発行方法
 - ・チラシを第三者に譲渡してはならない旨
 - ・端末の購入にチラシ記載の個別コードが必要となるため、紛失・廃棄しないよう注意喚起する旨
 - ・令和 9（2027）年 5 月以降に商品・価格の改定が見込まれる場合、その旨をわかりやすく表記
- (2) チラシには、1 枚ごとに個別コード（数字、文字など）を割り振ること。
- (3) 入学予定者数約 11,100 部用意し、令和 9（2027）年 2 月中旬以降、各県立学校へ送付すること。
学校ごとの必要数は、別途通知する。

7 EC サイト

令和 9（2027）年 2 月上旬までに下記の仕様を満たす EC サイトを協定事業者が構築し、県の承諾を得ること。

項目	仕様
画面構成	購入者にとって内容が理解しやすく、分かりやすい操作性となっていること。
	利用する EC サイトのトップページは県と協議の上、カスタマイズ可能であること。
	パソコンからの購入だけではなく、スマートフォン用画面から購入可能なこと。
	個々の商品ごとに、その時点での納期の目安を表示すること。
サイト性能	令和 9（2027）年 3 月から 4 月にかけては、アクセスの集中が想定されるが、生徒・保護者が円滑に購入できるようにすること。
	EC サイトの稼働日は全日稼働とし、生徒・保護者は 24 時間購入できることを前提とすること。（ただし、県と協議の上、計画停止等の予定されていたサービス停止期間を設けることは可能とする。）
	EC サイトにおいて、配付するチラシに記載された個別コードを入力する等により、購入者を特定できるようにすること。（個別コード以外の手段があれば、提案することは可能とする。）
	EC サイトの稼働率は 99%以上とすること。ただし、定期メンテナンス、緊急の脆弱性対策といった機能維持のための予防措置など、障害対応、不具合改修以外の理由による停止は稼働停止時間に含めない。
	業務停止を伴う障害が発生した場合、障害発生時点までデータを復旧すること。なお、障害復旧に伴う不整合その他の事象が生じた場合は、県と協議の上、適切に対応すること。
セキュリティ	協定事業者はプライバシーマークまたは ISO27001 を取得し、個人情報漏えい事故が起こらないよう体制を構築すること。
	検索エンジンによるインデックス登録を禁止し、URL を知る者のみが閲覧可能とすること。
	自宅のパソコンや保護者のスマートフォン等からシステムへの接続について暗号化すること。（https 利用などを想定。）
	重大な障害対応や緊急の脆弱性対策等、予め生徒・保護者に周知を行い、臨時停止を可能とすること。
支払い	複数の支払い方法から選択できるようにすること。（クレジットカード（分割払い、ボーナ

	ス払い)、コンビニ支払い、電子マネーなどを想定。)
	希望者に対して次の事項が確認できる領収書の発行が可能なこと。 ア 領収日 イ 購入した商品やサービスの金額内訳 ウ 販売事業者名
その他	EC サイト構築にあたり、初期構築費用・運用費用が発生しないこと。(全額協定事業者負担とする。)
	県では今年度、低所得者世帯への支援を実施しており、次年度においても同様の支援を予定している。そのため、当該支援を継続する場合は、通常 EC サイトとは別に、低所得者世帯への支援金相当額を差し引いた価格で端末を販売するサイトも開設すること。(支援内容によっては低所得者世帯向けのサイトを複数設置する可能性がある。)(別の手段があれば、提案することは可能とする。)

8 保護者の経済的負担の軽減に資する提案

- (1) 端末の調達方法、保証内容その他のサービス提供方法について、保護者の経済的負担の軽減に資する提案がある場合は、併せて提案すること。
- (2) 上記提案の中で、中古端末を提案する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

	WindowsOS	ChromeOS	iPadOS
OS	Windows11	セキュリティ確保のため OS がサポート期間内のもの	
CPU	Intel Celeron Processor N4500 同等以上		
メモリ	8 GB 以上	4 GB 以上	－
ストレージ	64GB 以上	32GB 以上	64GB 以上
画面	10 インチ以上		
無線	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax に対応		
カメラ	カメラ付き		
バッテリー	駆動時間が 8 時間以上のもの		

9 サポートデスク（購入等に係る問合せ対応）

- ・協定事業者は、生徒・保護者からの購入等に係る問合せに対応するサポートデスクを設置すること。なお、既存の窓口で対応可能な場合は、専用のサポートデスクを新設する必要はない。
- ・開設期間は、販売期間と同様に令和 9（2027）年 3 月 27 日から令和 10（2028）年 2 月 29 日までとするが、令和 9（2027）年 6 月以降は問合せの減少が見込まれることから、県と協議し、体制を変更することも可能とする。

10 その他

- ・生徒・保護者に対する支援や端末と合わせて販売する商材等があれば提案すること。